

白岡市認可保育所（園）からのお願い

お子さまが病気等になった場合の登園について、

白岡市内共通のルールがあります。



【体調がすぐれないとき】

次の症状の場合は、無理をせずお休みさせていただきます。

1 「発熱」があったとき

① 朝から 37.5℃を超えた熱がある。

② 24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていた。

※ 前日の夜に出た熱は、朝に一時的に下がっても、発熱のサイクルとして午後からまた上がるため。

2 「下痢」があったとき

① 24 時間以内に水様便がある。

② 食事や水分を摂ると下痢がある。

3 「嘔吐」があったとき

① 24 時間以内に嘔吐がある。

② 食欲がなく、水分もほしがらない。

4 「咳」があったとき

① 夜間しばしば咳のために起きた（眠れない）。

② 喘鳴（ゼイゼイ、ヒューヒュー音）や呼吸困難がある。

5 「発しん」があったとき

① 発熱とともに発しんがある。

② 口内炎のため食事や水分が取れない。

- ③ 「とびひ」と診断され、のみ薬が処方されている。

【学校保健安全法の「予防すべき感染症」にかかったとき】

罹患した感染症に応じ、医療機関の発行する共通様式2「登園許可証明書」又は保護者が記入する共通様式3「登園届」を、登園の際に提出するようお願いしております。

「登園のめやす」については、学校保健安全法施行規則第19条における「出席停止の期間」基準により、**登園予定日を確認**させていただきます。

- ※ 各様式は、各保育所（園）に備え付けのほか、白岡市の公式ホームページ (<http://www.city.shiraoka.lg.jp>) からダウンロードできます。
- ※ 「予防すべき感染症」については、次ページの【参考資料】をご覧ください。
- ※ 「登園許可証明書」については、医療機関の発行手数料がかかります。

【薬について】

原則として、保育所（園）では与薬しません。

薬は、児童を診察した医師が処方し調剤したもの、又はその医師の処方に基づき薬局で調剤されたものに限りませんので、**市販薬（売り薬や置き薬など）には対応しません。**

緊急止むを得ない理由（処方（服薬回数）の変更が、疾患の特性から不可であるとの医師の指示がある場合）で、「昼」に服薬が必要と保育所（園）が判断した場合のみ、保護者に代わって与えますので、事前にご相談ください。

【注意事項】

医療機関の医師が登園に問題ないと診断しても、最終的な判断は、保育所（園）長の決定を優先いたします。

※ この判断の対応については、白岡市医師会にもご協力いただいております。

【参考資料】

《 学校保健安全法施行規則第 19 条における「予防すべき感染症」と出席停止の期間の基準について 》

① 「登園許可証明書」が必要な感染症

感染症名	出席停止の期間の基準
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過してから
風しん	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

② 「登園届」が必要な感染症

感染症名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化してから
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度であること
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで

《 出席停止の日数の数え方について 》

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（1日目）、水曜（2日目）、木曜（3日目）の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります（図1）。

図1 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	解熱	1日目	2日目	3日目	出席可能	

また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます（図2）。

図2 「出席停止期間：発症した後5日を経過するまで」の考え方

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	出席可能

【問合せ・連絡先】

白岡市子育て支援課保育担当	0480-92-1111
千駄野保育所	0480-92-1303
西保育所	0480-92-1690
高岩保育所	0480-92-7582
興善寺保育園	0480-31-7109
しらおか虹保育園	0480-31-7750
ピノ保育園白岡	0480-90-4152
フレンドキッズランド新白岡西口	0480-38-6632
フレンドキッズランド新白岡東口	0480-48-7432
白岡めばえ保育園	0480-93-2065